区分	用語
洗濯用に供されるもの	洗濯用合成洗剤
台所用に供されるもの	台所用合成洗剤
前二項上欄に掲げるもの以外のもの	その用途を適切に表現した用語に「合成洗剤」の用語を付したもの

（二）　成分の表示は、次のイからチまでに掲げるところによること。この場合において、成分の分析の方法が日本工業規格K三三六二（家庭用合成洗剤試験方法）又はK三三〇四（石けん試験方法）に規定されているものについては、当該試験方法によること。

イ　界面活性剤については、「界面活性剤」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きでその含有率及び種類の名称を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、界面活性剤の含有率が二十五パーセント未満のものにあっては、プラス・マイナス二以内、その含有率が二十五パーセント以上のものにあっては、表示値のプラス・マイナス八パーセント以内とする。

ロ　含有される界面活性剤のうちその含有率が三パーセント以上のものについては、イの規定により、その種類の名称を示す用語を付記すること。なお、三パーセント未満の界面活性剤しか含まれていない場合には、その含有率が最も高いものの一つの種類の名称を示す用語を用いて表示すること。ただし、界面活性剤の種類の名称を知ることができないときその他界面活性剤の種類の名称を示す用語を表示しないことについてやむを得ない理由があるときは、界面活性剤の種類の名称を示す用語に代えて、界面活性剤の系別を示す用語を付記することができる。

ハ　ロの規定により種類の名称又は系別を表示する場合において、その種類の名称又は系別が次の表の上欄に掲げる界面活性剤の区分に応じ、同表の下欄又は中欄に掲げる界面活性剤の種類の名称又は系別を示す用語に該当するものであるときは、当該欄に掲げる用語を用いて表示すること。

界面活性剤の区分	界面活性剤の系別を示す用語	界面活性剤の種類の名称を示す用語
陰イオン系界面活性剤	脂肪酸系（陰イオン）	純石けん分（脂肪酸ナトリウム） 純石けん分（脂肪酸カリウム） アルファスルホ脂肪酸エステルナトリウム
	直鎖アルキルベンゼン系	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
	高級アルコール系（陰イオン）	アルキル硫酸エステルナトリウム アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム
	アルファオレフィン系	アルファオレフィンスルホン酸ナトリウム
	ノルマルパラフィン系	アルキルスルホン酸ナトリウム
非イオン系界面活性剤	脂肪酸系（非イオン）	しょ糖脂肪酸エステル ソルビタン脂肪酸エステル ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル 脂肪酸アルカノールアミド
	高級アルコール系（非イオン）	ポリオキシエチレンアルキルエーテル ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル
	アルキルフェノール系	アルキルアミノ脂肪酸ナトリウム
両性イオン系界面活性剤	アミノ酸系	アルキルベタイン
	ベタイン系	アルキルアミンオキシド
	アミンオキシド系	アルキルトリメチルアンモニウム塩 ジアルキルジメチルアンモニウム塩
陽イオン系界面活性剤	第四級アンモニウム塩系	

備考　界面活性剤の種類の名称を示す用語のうち直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウムについては、界面活性剤の種類として通常使用している略称に代えることができる。

ニ　ロ及びハの規定により種類の名称又は系別を表示する場合において、表示すべき界面活性剤の種類の名称又は系別の数が二以上あるときは、その種類又は系別に属する界面活性剤の含有率が大きいものから順次種類の名称又は系別を示す用語を列記すること。

ホ　ロの規定による界面活性剤の種類の名称を示す用語の表示の次に界面活性剤の系別を示す用語を付記することができることとし、この場合において、その系別がこの表の中欄に掲げる界面活性剤の系別を示す用語に該当するものであるときは、当該用語を用いて表示すること。

ヘ　りん酸塩を五酸化りん（P_2O_5）換算で一パーセント以上含有しているものについては、「リン酸塩」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで五酸化りん換算の含有率を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス二以内とする。

ト　りん酸塩以外の洗浄補助剤その他の添加剤のうちその含有率が十パーセント以上のものについては、その成分の機能の名称の次に括弧書きで種類の名称を示す用語を用いて表示すること。また、その含有率が一パーセント以上のものについては、その機能の名称を示す用語を用いて表示すること。この場合において、その種類が次に掲げる種類の名称に応ずるものであるときは、それぞれ次に掲げる種類の名称を示す用語を用いて表示すること。

（1）　炭酸塩
（2）　けい酸塩
（3）　硫酸塩
（4）　アルミノけい酸塩
（5）　エチルアルコール
（6）　尿素

チ　蛍光剤、酵素又は漂白剤を配合しているものについては、「蛍光増白剤」、「酵素」又は「漂白剤」の用語を表示すること。

（三）　液性の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる水素イオン濃度（pH）の区分に応じ、それぞれ同表の下に掲げる液性を示す用語を用いて表示すること。この場合において、水素イオン濃度（pH）の測定は、液状のものについては原液について日本工業規格Z八八〇二（pH測定方法）に定める方法により、液状のもの以外のものについては使用適量を用いた溶液について日本工業規格K三三六二（家庭用合成洗剤試験方法）の八・三「pH値」に定める方法により行うものとする。この場合の測定温度は二十五度とすること。なお、時の経過により液性が変化するものについては、製造時における液性及び当該変化後における液性を示す用語を用いて表示するとともに、液性の経時変化があるので注意すべき旨を括弧書きで付記すること。